

# 令和8年度 東連携型小中一貫校いじめ防止基本方針

## I いじめ防止等の対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法（H25年）の定義より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこくくり返し言われる。
- ・意図的に仲間はずれにされる。集団による無視をされる。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 2 いじめ防止に関する本一貫校の基本理念

「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ基本方針」「藤岡市いじめ防止基本方針」を受けて、藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」（平成20年2月策定）の指導方針に基づき以下のような基本的な理念を共有する。

いじめは人権を侵害する決して許されない行為であり、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得るという認識の下、藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」の指導方針に基づき、東中校区4校と連携を図りながら「**な**なくそういじめ」「**か**かわそうあいさつ」「**ま**学ぼうみんなで」の取組を推進していく。

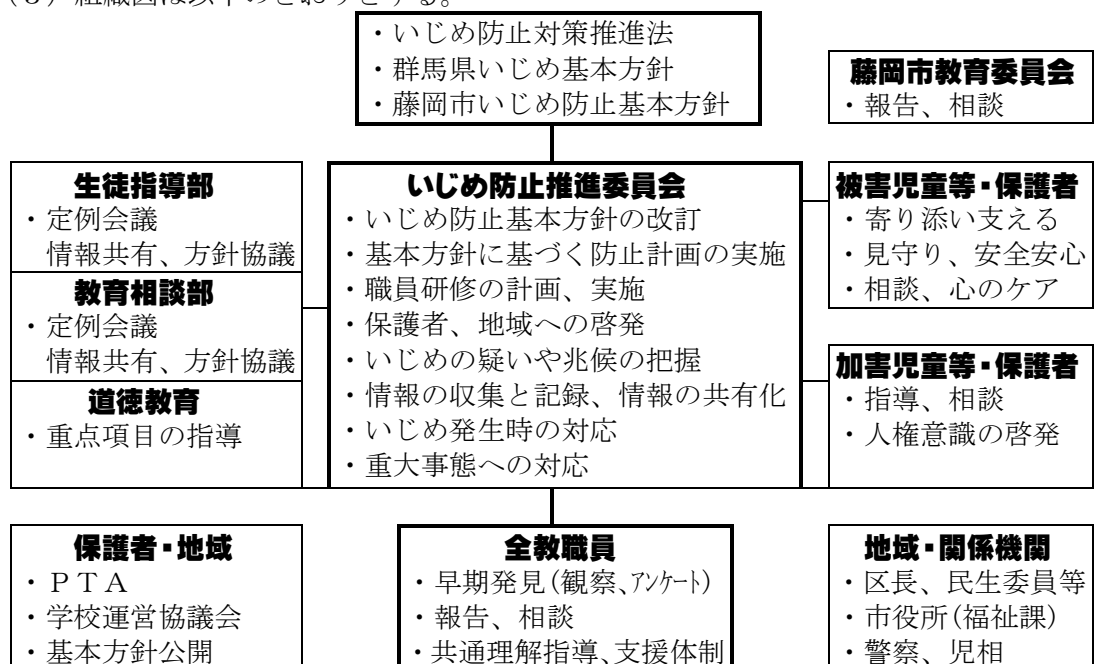
### 3 いじめ防止推進委員会の設置

(1) いじめ防止等の対策のため「いじめ防止推進委員会」を設置する。

(2) いじめ防止推進委員会は、以下の職員をもってこれに充てる。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（主任）、いじめ問題担当教諭、学年主任、養護教諭、教育相談主任、SC、SSW等、必要に応じて招集する。

(3) 組織図は以下のとおりとする。



## II いじめ防止等のための取組

### 1 予防・未然防止に関すること（「いじめをしない、させない、許さない」風土づくり）

#### ○いじめ防止等のための体制の整備

- (1) いじめ防止基本方針の策定及び公表
- (2) いじめ防止推進委員会の設置
- (3) 教育相談体制、生徒指導体制の整備
- (4) いじめへの対応力の向上を図る職員研修（校内研修）の推進
- (5) 「東連携型小中一貫校 いじめ問題解決に向けた教育懇談会」の開催
- (6) 「EAST アクションプラン」に基づく学校・地域・家庭の協働によるいじめ防止
- (7) 「東連携型小中一貫校 人権サミット」の開催
- (8) 「いじめ問題解決に向けた子ども会議」への参加
- (9) いじめ防止担当教員の任命

#### ○すべての児童生徒が、安心して生活できる安全な学校づくり

- (1) 学級経営がすべての基盤であることを認識し、伸び伸びと自己表現ができ、居場所のある学級づくりを目指す。
- (2) 道徳や特別活動を通して、よりよい人間関係づくりを築く力と自主的・実践的な態度の育成を図る。
- (3) 児童会・生徒会活動の活性化を図り、自らの力で学校をよくしていこうとする力を育てる。
- (4) 保健室経営の充実を図り、心のケアができる保健室とする。
- (5) 教育相談的な指導体制を築き、生徒に寄り添いながらもしっかりとした指導を行う。
- (6) いじめの早期発見、解決を目指し、生活アンケートなどの情報収集を定期的に行うとともに、児童生徒自らがいじめを察知し、教師と共に解決を目指す心の成長を促す指導に努める。

#### ○生徒の居場所づくり・絆づくりと自尊感情の育成

- (1) 生徒指導の4視点を生かした授業をはじめ、学級経営、学校行事において、生徒指導の4視点を生かした積極的な生徒指導を実践する。
- (2) 「がんばらせ、認め、ほめ、伸ばす」指導を徹底し、自分自身に自信を持たせ自尊感情を高めるとともにやる気を喚起する。
- (3) 校内研修の充実を図るとともにより深い教材研究に努め、わかる授業、わからせる授業、身に付く授業を推進し、学力の向上を図る。
- (4) 道徳の授業において、「生命尊重」や「思いやり」、「協力」、「友情」などの価値項目を重点的に扱い絆づくりの基盤となる感情を育てる。
- (5) 人権集中学習期間を設定し、身の回りの人権問題について集中的に考えさせるようにする。

#### ○いじめを絶対に許さない学校風土の醸成

- (1) 児童会・生徒会を中心とした「いじめ防止活動」の充実を図る。
  - ・あいさつ運動
  - ・アルミ缶回収 地域老人福祉施設への支援（中学校）
  - ・「HAPPYはとふるツリー運動」
  - ・人権に係わる児童・生徒集会
  - ・各種募金等への参加
- (2) 小・中学校連携による「いじめ防止活動」の充実を図る。
  - ・地域でふれあうあいさつ運動
  - ・東人権サミット・市いじめ防止子ども会議等への参加、および、全校児童生徒へのフィードバック

○家庭・地域への啓発・連携強化

- (1) 入学式や PTA 総会、入学説明会等の保護者会の席上で、校長からいつでも相談にのる旨を保護者に伝えておく。
- (2) 学校のホームページや学級通信、学年だより、PTA だより等で学校の様子を常に情報発信していく。
- (3) 保護者の相談には、親身になって応じる。
- (4) 民生委員との情報交換会を定期的に行い、情報の共有を図る。
- (5) いじめ問題解決に向けた教育懇談会の開催、および、各家庭や地域への熟議の様子のフィードバック
- (6) E A S Tアクションプランをツールにしたいじめ防止活動の周知徹底

○インターネットを通じて行われるいじめ防止

- (1) 情報モラル教育の充実に努め、インターネットへの正しいつきあい方を理解させる。
- (2) 外部講師を招き、携帯電話教室、情報モラル教室等を行う。
- (3) 児童生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任と監督下で行われるよう、また家庭での約束づくりをするよう、協力を依頼する。

2 早期発見に関すること

○いじめの実態把握

- (1) 教職員による日常観察の充実
  - ・いじめはどのクラスでも、誰にでも起こりうるという目で常に観察する。
  - ・休み時間の巡視を行う。
  - ・児童生徒と一緒に過ごす時間を多くとり、児童生徒観察を行う。
  - ・生活ノートや家庭学習帳を活用し、児童生徒の心の訴えに気を配る。
- (2) アンケート調査・面談等による情報収集
  - ・学校生活アンケートを毎月実施する。
  - ・教育相談期間を設け、定期相談を行うとともにチャンス相談を心がける。
- (3) 保護者との連携
  - ・二者面談・三者面談を定期的に行い、保護者との連携を図る。
  - ・相談しやすい雰囲気をつくり、いつでも相談にのれるようにしておく。

3 いじめへの対応に関すること

○解決に向けた具体的な対応…「いじめはすべて重大事態」の心構えで対応する

- (1) 迅速な実態把握、情報共有と組織的対応
  - ・いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。聞き取り調査の時は、相談児童生徒の心情を十分配慮し、慎重に行う。
  - ・生徒指導部会、教育相談部会、学年会、学年主任会、企画委員会、職員会議等を機能させ、迅速な情報収集・共有に努める。
  - ・担任が抱え込まないように組織的に対応する。どんなことでもいじめに対する案件は、必ず管理職に報告・連絡・相談する。
  - ・生徒指導の際には必ず2人体制で行うなど、漏れがないようにする。
  - ・いじめ防止推進委員会を機能させ、養護教諭やスクールカウンセラーなどの意見も聞きながら対応について協議する。
  - ・管理職は、判断の際に生徒指導主事（主任）、いじめ防止担当教員等の意見を聞き、適切な判断ができるようにする。
  - ・「いじめられている児童生徒を絶対に守る」という意識で対応に当たる。
  - ・加害者の話を十分に聞きながら「駄目なものは駄目」と毅然とした態度で指導に当たる。
  - ・いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が、少なくとも3か月続いている状態をもって判断する。その間は、被害児童生徒を徹底的に守り、安全・安心を確保する。

(2) 関係機関との連携強化

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び藤岡警察署と連携して対処する。

○いじめ再発防止に向けた対応

(1) 被害児童生徒ならびに保護者に対して

- ・ 被害児童生徒を必ず守る体制を確立する。
- ・ 被害児童生徒の心が安まるような環境設定をする。
- ・ 学級会や学年集会などでいじめ防止について働きかける。
- ・ 家庭と十分な連携を行う。

(2) 加害児童生徒ならびに保護者に対して

- ・ 関係諸機関とも連携をとりながら適切な対応に努める。
- ・ 問題行動には毅然とした態度で接する。
- ・ 自己存在感を味わわせる場や自己決定する場を多く設定するとともに、共感的人間関係づくりを意識し、自他を尊重する心を育てる。
- ・ 家庭と十分な連携を行う。

### III 重大事態への対処

1 重大事態とは

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

2 重大事態の報告

○重大事態が発生したときは、教育委員会に速やかに報告する。

3 調査主体

○教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。基本的にはいじめ防止対策委員会が主体となり、必要に応じて、専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

○「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

①いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか

②いじめが発生した背景としてどのような問題があったか

③学校・教職員がどのように対応したか 等

の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この調査は当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るために行う。

○調査を行うときには、教育委員会から必要な指導・助言又は支援を受ける。

○重大事態の全貌の事実関係が明確にされず、その一部が解明されたにすぎないと判断する場合は、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を教育委員会に依頼し、調査資料の再分析や、必要に応じた新たな調査を受ける。

5 その他の留意事項

○いじめを受けた児童生徒について、いじめの解決が困難であったり、解決しても正常な登校が困難であるなど、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童生徒の今後について教育委員会と協議する。

○事案の重大性を踏まえ、改善が期待できず被害児童生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、教育委員会と協議し、加害の児童生徒に対しての出席停止措置の活用やいじめを受けた児童生徒の就学校変更等、弾力的な対応を検討する。

## 6 調査結果の提供及び報告

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。

○調査の結果について、教育委員会に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添える。

## 7 スクールロイヤールの活用

○学校側だけでは対処するのが難しいケースでは、法的側面から助言・指導を行ってくれるスクールロイヤールに関わってもらうことで、トラブルの予防と解決に努める。

## 8 その他

### 参 考

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日）

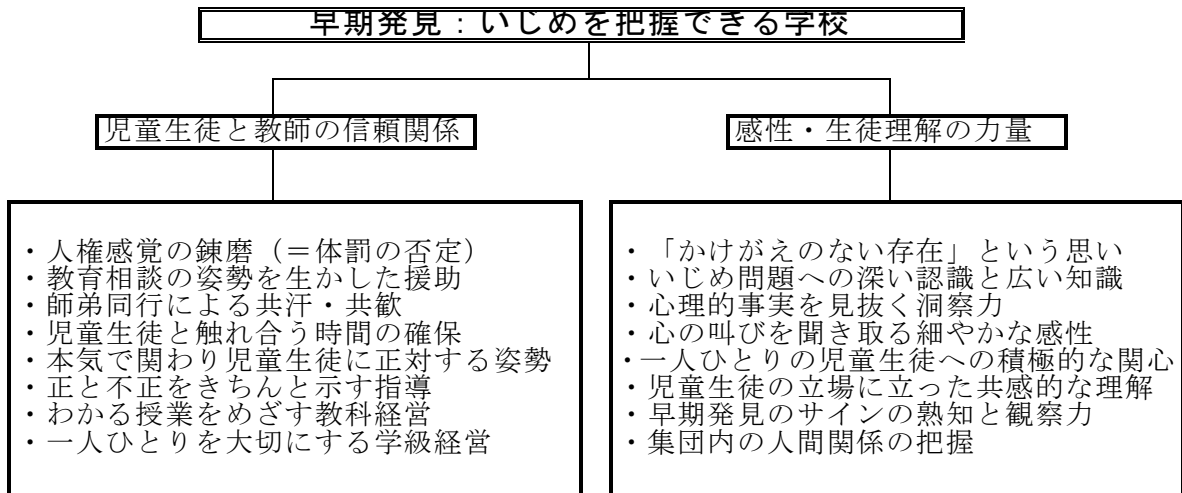
○文部科学省

- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）
- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成 23 年 6 月）
- ・不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月）
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（平成 31 年 3 月）

○群馬県教育委員会（群馬県いじめ問題対策連絡協議会）

- ・いじめの解決に向けて大人たちができること（令和 2 年 3 月）
- ・いじめの対応は正確な認知から（平成 31 年 3 月）

## 早期発見・緊急対応による早期解消への対応



いじめ問題発見



すぐに対応



被害児童生徒・加害児童生徒への指導

保護者への対応



指導の継続



解消

○いじめ問題発見

- ◆保護者から ◆本人からの訴え
- ◆まわりの児童生徒からの報告 ◆教師の発見

○事実を把握し、報告する。

- ・状況（いつ、どこで、誰が、どんな、どのくらい等）
- ・構造（被害、加害、傍観）
- ・動機、背景、心情（被害、加害）

◆担任→学年主任→生徒指導主事（主任）→教務主任→教頭→校長

○共通理解し、対応について協議する。

- ◆生徒指導部会で検討する。
- ・市教委への報告

○必要に応じて関係機関（市教委・主任児童委員等）との連携を図る。

○担任、学年を中心に被害・加害・傍観児童生徒への指導を進める。

- ・生徒指導部、教育相談部、S C、支援員等との連携

○状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

○被害児童生徒の保護者へ

- ◆実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

- ・学校の非は素直に謝罪

- ・被害児童生徒、家庭の心情の理解と訴えの傾聴

○加害児童生徒の保護者へ

- ◆事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

○指導の継続期間中（3か月）は、被害児童生徒を徹底的に守り、安全と安心を確保する。

- ・被害児童生徒家庭、加害児童生徒家庭への綿密な報告、連携

○状況によっては、P T A等にも説明し、協力を依頼する。

○指導を継続し、随時、指導の経過を報告する。

- ◆解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。

○事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

- ・市教委、関係機関等との連携

○各種の状況をもとに対策委員会で検討し、校長が判断する。

◆解消判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・上記2点が3か月続いている状態であること